

訪問看護 重要事項説明書

株式会社R C S

訪問看護ステーション リコス

〒671-2223 姫路市青山南四丁目7番6号

TEL 079 - 267 - 0170

FAX 079 - 267 - 0160

利用者氏名

様

訪問看護重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号（厚生労働省令第79号改正）第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 R C S
所在地	姫路市青山南四丁目7番6号
代表者	代表取締役 松下 亜紀子
電話番号/FAX番号	079-267-0140 / 079-267-0160

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション リコス
所在地	姫路市青山南四丁目7番6号
事業所管理者	松下 亜紀子
電話番号/FAX番号	079-267-0170 / 079-267-0160

3. 事業の目的と運営方針

事業目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する目的とします。

運営方針

- （1）訪問看護ステーションリコス（以下「事業所」という。）の看護師その他の従事者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し支援します。
- （2）事業実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- （3）事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4. 事業所職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1	
看護師	3	3
理学療法士・作業療法士	1	4

5. 営業地域

姫路市（家島町を除く）

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
	但し、国民の祝日休日及び12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	営業日、営業時間帯
	但し、必要時・緊急時は営業日・営業時間帯以外も実施する

7. サービス内容

- (1) 病状・障害・日常生活の状況や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (6) 在宅酸素・人工呼吸器・各種カテーテルの管理
- (7) その他、医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (8) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練

8. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護ステーションリコス料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービス提供する上で別途必要となった費用を支払うものとします。

利用料金の支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1) 利用者の指定口座から自動振替の場合

利用料は一カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月の20日に利用者が指定する口座から振替えます。（20日が土・日・休日の場合は、その翌日）

2) 現金払いの場合

利用料は一カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

9. キャンセルについて

キャンセルが必要になった場合については、至急ご連絡ください。

キャンセル料はいただきません。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調急変等が生じた場合は、その状況により、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。但し、天災、悪天候等の場合は対応しかなる場合があります。

ご家族	① 氏名	続柄
	電話番号	
	② 氏名	続柄
	電話番号	
主治医	医療機関名	医師名
	電話番号	
支援事業所	担当者名	
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 災害時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

1 3. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

1 4. 高齢者・障害者虐待防止に関する事項

事業所は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を設置し委員会を定期開催します。苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための指針の整備、研修を実施する等の措置を講じます。

1 5. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取り組みの徹底を図りため、感染対策委員会を定期開催し、結果を職員に周知します。指針を整備し、研修及び、訓練を定期的の実施します。

16. 業務継続に係る取り組み

大規模な感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう業務継続計画の策定と見直し、定期的な研修及び訓練の実施をします。

17. 記録の保管

当事業所のサービス内容に関する諸記録は、5年間保管いたします。また、記録の閲覧に関しては、希望に応じて対応します。

18. 秘密の保持

従業者は、在職中並びに退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく漏らしません。

事業者は、従業者に秘密の保持を徹底させるため、雇用時に書面で秘密の保持を誓約させ、管理を徹底します。

19. 苦情・相談窓口

利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口を次のように設置します。

利用場所	訪問看護ステーション リコス
利用時間	月曜日～金曜日（但し、国民の祝日休日、12月30日～1月3日を除く）
	午前8時30分～午後5時30分
利用方法	電話：079-267-0170 FAX：079-267-0160
	＊その他 面談、文書等、随時相談に応じます。
担当責任者	松下 亜紀子

公的機関においても苦情・相談の申し出ができます。

姫路市介護保険課	姫路市安田町4丁目1番地 姫路市役所2階 TEL：079-221-2923 FAX：079-221-2444
兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1081 TEL：078-332-5617 FAX：078-332-5650

19. その他

（1）サービスを担当する職員は、原則として、ご利用者側からの指名はできません。

（2）あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は都合により変更又は中止する場合があります。

१०.

- (3) あらかじめ計画されたサービスは、天災・悪天候・交通事情により、中止若しくは時間を変更する場合があります。
- (4) 利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などのご遠慮いたします。
- (5) 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等がサービスを行うことがあります。

訪問看護を提供を開始するに当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

〒671-2223 姫路市青山南四丁目7番6号
訪問看護ステーションリコス

説明者 松下 亜紀子 (印)

上記項目について事業者より説明を受け、その内容に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

家族 住所
(代理人)

氏名 印